

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成28年8月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	17件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	17件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600043 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600030 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 13 万 4,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 13 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 6 万 4,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 12 万 8,000 円、同年 12 月 21 日は 9 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万4,000円、請求期間②は13万1,000円、請求期間③は6万4,000円、請求期間④は12万8,000円、請求期間⑤は9万4,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600044 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600031 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 13 万 4,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 13 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 6 万 4,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 12 万 8,000 円、同年 12 月 21 日は 9 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万4,000円、請求期間②は13万1,000円、請求期間③は6万4,000円、請求期間④は12万8,000円、請求期間⑤は9万4,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600045 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600032 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 11 万 5,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 11 万 3,000 円、同年 12 月 29 日は 5 万 5,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 11 万円、同年 12 月 21 日は 8 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は11万5,000円、請求期間②は11万3,000円、請求期間③は5万5,000円、請求期間④は11万円、請求期間⑤は8万1,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600046 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600033 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 3 万 4,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 7 万 5,000 円、同年 12 月 29 日は 3 万 7,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 8 万 3,000 円、同年 12 月 21 日は 7 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成元年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。



### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万4,000円、請求期間②は7万5,000円、請求期間③は3万7,000円、請求期間④は8万3,000円、請求期間⑤は7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600047 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600034 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 3 万 4,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 7 万 5,000 円、同年 12 月 29 日は 3 万 7,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 8 万 3,000 円、同年 12 月 21 日は 7 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成元年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万4,000円、請求期間②は7万5,000円、請求期間③は3万7,000円、請求期間④は8万3,000円、請求期間⑤は7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600048 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600035 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 4 万 8,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 7 万 5,000 円、同年 12 月 29 日は 3 万 7,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 8 万 3,000 円、同年 12 月 21 日は 8 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は7万5,000円、請求期間③は3万7,000円、請求期間④は8万3,000円、請求期間⑤は8万1,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600049 号  
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600036 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 16 万 3,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 15 万 9,000 円、同年 12 月 29 日は 7 万 8,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 16 万円、同年 12 月 21 日は 11 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万3,000円、請求期間②は15万9,000円、請求期間③は7万8,000円、請求期間④は16万円、請求期間⑤は11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600050 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600037 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 2 万 9,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 7 万 5,000 円、平成 24 年 12 月 21 日は 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日及び平成 24 年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日及び平成 24 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。



しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万9,000円、請求期間②は7万5,000円、請求期間③は9,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600051 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600038 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 8 万 6,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 9 万 4,000 円、同年 12 月 29 日は 4 万 6,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 10 万 1,000 円、同年 12 月 21 日は 7 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は8万6,000円、請求期間②は9万4,000円、請求期間③は4万6,000円、請求期間④は10万1,000円、請求期間⑤は7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600052 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600039 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 16 万 3,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 15 万 9,000 円、同年 12 月 29 日は 7 万 8,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 15 万 6,000 円、同年 12 月 21 日は 11 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万3,000円、請求期間②は15万9,000円、請求期間③は7万8,000円、請求期間④は15万6,000円、請求期間⑤は11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600053 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600040 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 12 万 5,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 12 万 2,000 円、同年 12 月 29 日は 6 万円、平成 24 年 8 月 10 日は 12 万 8,000 円、同年 12 月 21 日は 9 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万5,000円、請求期間②は12万2,000円、請求期間③は6万円、請求期間④は12万8,000円、請求期間⑤は9万9,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600054 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600041 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 3 万 4,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 7 万 5,000 円、同年 12 月 29 日は 3 万 7,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 8 万 3,000 円、同年 12 月 21 日は 7 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成 3 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。



### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万4,000円、請求期間②は7万5,000円、請求期間③は3万7,000円、請求期間④は8万3,000円、請求期間⑤は7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600055 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600042 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 23 年 8 月 11 日は 3 万 3,000 円、同年 12 月 29 日は 2 万 8,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 6 万 4,000 円、同年 12 月 21 日は 6 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成 3 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 8 月 11 日  
② 平成 23 年 12 月 29 日  
③ 平成 24 年 8 月 10 日  
④ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から④まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文

の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万3,000円、請求期間②は2万8,000円、請求期間③は6万4,000円、請求期間④は6万3,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600057 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600043 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 14 万 4,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 14 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 6 万 9,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 14 万 7,000 円、同年 12 月 21 日は 10 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万4,000円、請求期間②は14万1,000円、請求期間③は6万9,000円、請求期間④は14万7,000円、請求期間⑤は10万3,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600056 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600044 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 23 年 12 月 29 日は 2 万 8,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 8 万 3,000 円、同年 12 月 21 日は 6 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 63 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 12 月 29 日  
② 平成 24 年 8 月 10 日  
③ 平成 24 年 12 月 21 日

私は、A 社から請求期間①、②及び③まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万8,000円、請求期間②は8万3,000円、請求期間③は6万3,000円に訂正することが必要である。

また、A社は、請求者は、請求期間当時、同社の給与計算及び社会保険事務に従事する事務担当者であったが、社長夫人から指示を受け、当該業務に携わっていただけで、標準賞与額に関する届出及び保険料納付には関与していない旨を回答しており、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600026 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600045 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 8 月 10 日は 13 万 4,000 円、平成 23 年 8 月 11 日は 13 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 6 万 4,000 円、平成 24 年 8 月 10 日は 12 万 8,000 円、同年 12 月 21 日は 9 万 9,000 円、平成 25 年 8 月 8 日は 15 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 21 日及び平成 25 年 8 月 8 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日、平成 23 年 8 月 11 日、同年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 21 日及び平成 25 年 8 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 10 日  
② 平成 23 年 8 月 11 日  
③ 平成 23 年 12 月 29 日  
④ 平成 24 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 24 年 12 月 21 日  
⑥ 平成 25 年 8 月 8 日

私は、A 社から請求期間①から⑥まで（以下「請求期間」という。）に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 28 年 1 月 20 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「支給控除一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の基礎となる標



準賞与額として記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、A社が提出した「支給控除一覧表」から、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万4,000円、請求期間②は13万1,000円、請求期間③は6万4,000円、請求期間④は12万8,000円、請求期間⑤は9万9,000円、請求期間⑥は15万円に訂正することが必要である。

また、A社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、請求期間を含む平成21年8月31日から平成27年4月30日までB職の部長を兼ねた取締役であり、B職の職務にも従事していたが、給与計算又は社会保険事務の業務に従事又は関与する立場にはなく、当該業務に係る決裁権もなかった。」と回答しており、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月20日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600008 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600046 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 13 年 1 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 13 年 1 月から同年 9 月までを 20 万円から 32 万円、同年 10 月から平成 14 年 9 月までを 20 万円から 34 万円とすることが必要である。

平成 13 年 1 月から平成 14 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 14 年 10 月 1 日から平成 16 年 10 月 16 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 14 年 10 月を 20 万円から 34 万円、同年 11 月から平成 16 年 9 月までを 13 万 4,000 円から 34 万円とすることが必要である。

平成 14 年 10 月から平成 16 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 10 月から平成 16 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から平成 16 年 10 月 16 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い額で記録されているので、標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 13 年 1 月から平成 14 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成 13 年 1 月から同年 9 月までは 32

万円、同年10月から平成14年4月までは34万円と記録されていたところ、平成14年5月2日付けで、平成13年1月1日に遡って20万円に引き下げられ、平成14年10月1日の定時決定まで継続していることが確認でき、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月17日付けで当該期間に係る標準報酬月額が、平成13年1月から同年9月までは32万円、同年10月から平成14年9月までは34万円として、当初の記録と同じ記録に訂正される一方で、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円又は34万円）ではなく、当該訂正前の標準報酬月額（20万円）となっていることが確認できる。

また、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票により、請求期間当時、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認でき、オンライン記録によると、同社における複数の被保険者に係る標準報酬月額についても、請求者と同様に平成14年5月2日付けで、平成13年1月1日に遡って引き下げられているところ、同社は、保険料の滞納があったため、社会保険事務所（当時）から滞納額を減少させることを提案され、標準報酬月額を遡って引き下げる届出を行った旨を回答している。

さらに、A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士が提出した賃金台帳から、平成13年1月から平成14年9月までに係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額（平成13年1月から同年9月までは32万円、同年10月から平成14年9月までは34万円）と同額であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成14年5月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について、平成13年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者のA社における標準報酬月額を、平成13年1月から同年9月までは32万円、同年10月から平成14年9月までは34万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間のうち、平成14年10月から平成16年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成14年10月は20万円、同年11月から平成16年9月までは13万4,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月17日付けで当該期間に係る標準報酬月額が、平成14年10月から平成16年9月までは34万円の記録に訂正される一方で、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34万円）ではなく、当該訂正前の標準報酬月額（20万円又は13万4,000円）となっていることが確認できる。

また、上記賃金台帳から、請求者の平成14年10月から平成16年9月までの期間において本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が34万円であり、当該標準報酬

月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の平成14年10月から平成16年9月までに係る標準報酬月額については、上記貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、当該期間における請求者に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は実際の給与額より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、請求者が主張する標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600037 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600010 号

## 第1 結論

平成4年4月の請求期間、平成7年3月の請求期間及び同年6月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年4月  
② 平成7年3月  
③ 平成7年6月

私は、平成6年3月末に平成4年4月から平成5年3月までの期間及び平成6年3月の国民年金保険料をA市2階の窓口でまとめて納付した。また、平成7年3月末に請求期間②の保険料を、同年6月に請求期間③の保険料を同様に納付したのに、請求期間①及び②は未納とされ、請求期間③は未加入期間とされているので、調査の上、国民年金の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、平成6年3月末に平成4年4月から平成5年3月までの期間及び平成6年3月の国民年金保険料をA市の窓口で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から請求者の手帳記号番号は、同市で平成6年5月31日に払い出され、オンライン記録により平成3年4月1日（学生適用）に遡及して国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、請求者の資格取得に係る登録処理は社会保険事務所（当時）において平成6年6月に行われていることからすると、請求期間①の保険料は過年度保険料となるどころ、A市は過年度保険料を収納することはない旨を回答しており、同市では収納することはできない上、請求期間①の国民年金保険料に係る徴収権が時効により既に消滅していたため、社会保険事務所においても、過年度納付することができなかつたものと推認される。

請求期間②について、請求者は、平成7年3月末にA市の窓口で当該期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録から請求者の資格取得に

係る登録処理は、社会保険事務所において同年8月に行われていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたものと考えられ、当該時点では、同年3月分の保険料は過年度保険料となることから、請求者の主張する保険料の納付時期及び納付場所と相違する。

請求期間③について、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を平成7年6月2日に喪失し、同年6月5日に同資格を再取得しており、その間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金法第11条の2は、「同一の月において、2回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなす。」とされ、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間となり、国民年金保険料の納付対象期間とはならない。

また、A市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によると、請求期間①及び②は未納と記録され、請求期間③は未加入期間とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600016 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600047 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 6 月 21 日から昭和 54 年 1 月 6 日まで

私は、昭和 35 年 10 月から A 社に入社し、途中の昭和 39 年頃から 43 年頃まで東京オリンピックの関係で出向していたが、その間も同社から給与を支給されており、出向先から戻ってから昭和 63 年 9 月に退職するまで継続して同社に勤務していたのに、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。出向していた期間のうち、一部の期間は雇用保険の被保険者記録があり、出向から戻ってからも B 職種講習受講など、多数の資格免許を取得させてもらい、同社から厚遇を受けているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がないことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間のうち昭和 39 年頃から昭和 43 年頃まで出向していた期間も A 社から給与を支給されており、出向先から戻ってから昭和 63 年 9 月に退職するまで継続して勤務していたと主張しているところ、請求者に係る雇用保険は、昭和 42 年 1 月 9 日から同年 4 月 1 日までにおいて、A 社の被保険者期間として記録があること、また、請求者が提出した各種技能講習修了証及び講習会修了証明書のうち、i) C センターが発行した昭和 50 年 6 月 20 日付け「B 職種講習修了証明書」及び同センターが保管する厚生大臣認定 B 職種講習会終了者名簿（昭和 52 年 1 月）には、会社名が「A 社」と明記されていること、ii) D 協会（実施主体は、E 協会）が提出した「F 職種講習」（昭和 49 年 12 月 23 日交付）、「G 職種講習」（昭和 50 年 3 月 31 日交付）、「H 職種講習」（昭和 54 年 1 月 10 日交付）、「I 職種講習」（昭和 60 年 4 月 16 日交付）に係る修了証発行証明には、同協会主催の技能講習を修了していることが証明されており、当該講習の修了者台帳には、会社名が「A 社」と明記されていることなどから、

請求期間において期間は特定できないものの請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、同被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者が昭和39年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから昭和54年1月6日に同被保険者資格を再取得するまでの期間において、健康保険の番号（整理番号）に欠番は無く、請求者の氏名も確認できない上、請求期間は国民年金に加入し、昭和43年1月から昭和53年12月までの期間は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A社は、「当時の資料を保存しておらず、当時のことが分かる者もないため、請求者の勤務状況等については不明である。」と陳述しており、当時の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、今回、請求者から申出のあった同僚を含め、生存及び所在が判明した7名に文書照会したところ4名から回答があったものの、請求期間における請求者の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できる回答は得られなかった。

加えて、請求者は、「J駅周辺に所在していた『K社』という会社に出向していたが、実際は同社の下請け業者で業務を行っていた。」と陳述していることから、L法務局に商業登記簿の交付を申請したが、現在この会社・法人は見当たらないとしており、出向先における具体的な状況は確認することができない。

なお、請求者は、昭和40年頃にA社の専務が自身の保証人となり、M銀行（現在は、N銀行）から融資を受けた旨を陳述しているところ、N銀行は、請求者に係る資料は、保管されていなかった旨を回答しており、当該融資の事実を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600035 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600048 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から平成 2 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも約 5 万円から 10 万円低く記録されていることが、所持している給料支払明細書により確認できるので、記録を見直ししてほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和 56 年 4 月、同年 5 月、同年 10 月、同年 11 月、昭和 58 年 4 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 12 月、平成元年 6 月及び同年 8 月から同年 11 月までの期間について、請求者は給料支払明細書（平成元年についてのみ給与の支給年の表示はなく、所得税額等から推認）を提出しているが、当該期間の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき検証すると、厚生年金特例法に基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者が提出した給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、見直しは認められない。

2 請求期間のうち、昭和 53 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの期間、同年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 12 月から昭和 58 年 3 月までの期間、同年 5 月から同年 7

月までの期間、同年 9 月、同年 11 月、昭和 59 年 1 月から平成元年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 12 月から平成 2 年 4 月までの期間について、請求者は給料支払明細書を所持しておらず、A 社の元取締役（A 社の社長の妻で請求期間当時の社会保険事務担当者）は、請求者の資料を含む同社に関する資料は無い旨を回答している上、同社の後継事業所である B 社は、A 社に係る資料は保管していない旨を陳述していることから、当該期間に係る報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、昭和 58 年分、昭和 60 年分の給与所得の源泉徴収票及び昭和 56 年度、昭和 57 年度、昭和 60 年度、昭和 61 年度の市民税県民税特別徴収税額通知書を提出しており、当該源泉徴収票及び特別徴収税額通知書に記載されている社会保険料等の金額について検証したところ、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高い額の保険料が請求者の給与から控除されていたとまでは推認できない。

このほか、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600038 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600049 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から昭和 37 年 8 月 11 日まで

請求期間について、A 社から B 社（現在は、C 社）D 工場に派遣され、E 業務に従事していたが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 36 年 9 月 1 日から昭和 37 年 8 月 11 日までにおいて、A 社から B 社 D 工場に派遣され、E 業務に従事していたと主張しているところ、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主等の連絡先等を特定することができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、請求者が請求期間に派遣されていたとする C 社は、「請求期間当時の資料が無いため、請求者が派遣社員として勤務していたかは不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態について、派遣先事業所からも確認することができない。

さらに、請求期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある者 8 名に文書照会したところ、回答のあった 5 名全員が、「A 社に勤務していた期間は B 社に派遣されていたが、請求者を覚えていない。」と回答している。

加えて、請求期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、公共職業安定所が保存する雇用保険の被保険者記録は、昭和 40 年 3 月 31 日以降の離職に係る記録であることから、請求者の A 社における雇用保険の被保険者記録について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600018 号

厚生局事案番号：中国四国（脱）第 1600002 号

## 第 1 結論

昭和 34 年 12 月 18 日から昭和 40 年 11 月 27 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 34 年 12 月 18 日から昭和 40 年 11 月 27 日まで  
〔 支給済期間 : ① 昭和 34 年 12 月 18 日から昭和 35 年 3 月 30 日まで  
② 昭和 36 年 7 月 2 日から昭和 40 年 11 月 27 日まで 〕

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約 6 か月後の昭和 41 年 6 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、請求者は、A 社を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、退職した約 7 年後に加入手続が行われていることから、請求者の年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、昭和 53 年 2 月 1 日に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、請求期間における被保険者記号番号と請求期間後の被保険者記号番号は別の番号となっていることから、請求期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係

る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。